

# 税務署よりお知らせ

〈問い合わせ〉阿蘇税務署 TEL 0967(2)0551(代表)

## 確定申告は正しくお早め！

平成26年分の所得税および復興特別所得税の確定申告期間は、2月16日(月)～3月16日(月)となっております。

所得税は、納税者自身が所得金額や税額を正しく計算して納税する申告納税制度を採用していますので、申告と納税は、期限内に済ませてください。確定申告書の提出は、郵送などでもできます。

申告期限が間近になりますと、申告相談会場は大変混雑し、長時間かかる場合もありますので、お早めに申告をお願いします。なお、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の、「確定申告書等作成コーナー」で申告書等の作成ができますので、ご利用ください。詳しくは、おたずねください。

## 確定申告に関するご相談は確定申告電話相談センター「0」番へ！

熊本国税局では1月19日(月)～3月16日(月)の期間、「確定申告電話相談センター」を開設し、所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の確定申告に関するご相談に電話でお答えしております。

阿蘇税務署の代表電話におかけいただくと、自動音声案内によりご案内しますので、「0」番を選択し、用件を話してください。申告会場受付時間などの問い合わせにはオペレーターがお答えするほか、問い合わせの内容などにより、電話を転送し、職員などがお答えいたします。なお、時間帯によっては、電話がつながらにくい場合や少々お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## e-Taxに関する情報は、e-Tax ホームページをご覧ください

利用開始の手続き、受付時間、パソコンの環境、e-Taxソフトやe-Taxソフト(WEB版)の操作方法、よくある質問など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用の前にご確認ください。(www.e-tax.nta.go.jp)。

## 平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されています！

平成26年1月から、記帳・帳簿などの保存制度の対象となる人が拡大され、事業所得、不動産所得または

山林所得を生ずべき業務を行う全ての人(所得税の申告が必要ない方も含まれます)が、売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する金額などを帳簿に記載し、その帳簿や取引に係る請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

なお、制度の詳細については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。

また、税務署が実施する「記帳説明会」などについては、税務署の所得税担当までお問い合わせください。

## 「にせ税理士」にご注意！

税理士でない人が、税務代理、税務書類の作成および税務相談の税理士業務を行うこと(いわゆる「にせ税理士」行為)は、税理士法で固く禁じられています。

所得税、復興特別所得税並びに消費税、地方消費税の確定申告書や決算書などの税務書類の作成や税務相談を依頼する場合は、税理士であること(「税理士証票」を携行し、「税理士会員章(バッジ)」を着けています)をご確認の上、ご相談ください。

「にせ税理士」へ相談することは、あなた自身に不測の損害を与えるおそれがあります。十分にご注意ください！

詳しくは、税務署におたずねください。